

令和8年度・群馬県公立学校における1人1台端末の導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領
[Chromebook、iPad(購入及びリース)]

1. 趣旨

1人1台端末の導入業務を実施するため、本実施要領に基づき公募型プロポーザル方式により優先交渉者(契約候補者)を選定する。

なお、本公募は、群馬県及び県内各市町村における令和8年度当初予算案に基づき実施するものである。予算案が議決されなかった場合は、公募内容の修正または停止等を行う場合があるので、留意すること。

2. 調達の目的

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、令和6年から5年程度をかけて端末を計画的に更新する。

地方公共団体における効率的な執行等を図る観点から、群馬県教育委員会および県内35市町村教育委員会により構成する「群馬県ICT教育推進研究協議会(以下、協議会)」において、県域での共同調達を実施する。

3. 業務の概要

(1) 名称

以下2種類の業務について、各々、提案を募集する。

業務①：Chromebook導入業務

業務②：iPad(購入方式及びリース方式)導入業務

(2) 実施者

群馬県ICT教育推進研究協議会(事務局：群馬県教育委員会総務課)

(3) 業務内容

仕様書案のとおり。

- ・ 端末本体・周辺機器の調達

✓ 業務①：Chromebook導入業務	9,662台
✓ 業務②：iPad(購入方式及びリース方式)導入業務	6,157台

- ・ 端末本体・クラウドのキッティング、指定箇所への納品
- ・ 端末本体・クラウドの保守
- ・ 既存保守事業者等との連携
- ・ 納品等に係る各学校との連絡調整

(4) 上限費用

業務①：1台あたり 55,000円(税込)

- ・ 仕様書案でオプションと示す項目を除く。

業務②のうち購入方式：1台あたり 55,000円(税込)が望ましい

- ・ 仕様書案でオプションと示す項目を除く。
- ・ 上限費用を超過した場合でも失格とはならない。

業務②のうちリース方式：1台あたり 50,000円(税抜・60か月)が望ましい

- ・ 仕様書案でオプションと示す項目を除く。
- ・ 上限費用を超過した場合でも失格とはならない。

(5) 契約

優先交渉者は、別紙4に示す自治体とそれぞれ契約を締結する。

4. 応募資格

次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 群馬県及び群馬県内35市町村の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者(再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
 - (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となるいる団体及びその構成員でないこと。
 - (6) 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。
- 複数の事業者が共同(コンソーシアム等)で本プロポーザルに参加する場合は、次の条件も満たすこと。

- (7) すべての構成員が、上記 1~7 をすべて満たすこと。
- (8) 本業務の一つの作業において、複数の事業者の業務内容が重複しないこと。
- (例) 北毛地区の端末は A 事業者、東毛地区の端末は B 事業者のように、一つの業務(端末調達等)を複数事業者で行う目的で構成された共同体は、競争性の原理が働かないため参加を認めない。

5. スケジュール

- (1) 提案募集 2/6 ~ 3/6 終日
- ・質問<任意> 2/6 ~ 2/20 終日
 - ・参加申込<必須> 2/6 ~ 2/27 終日
 - ・提案<必須> 2/6 ~ 3/6 終日
- (2) 審査 3/9 ~ 3/19
- ・提案に対する質疑応答 3/9 ~ 3/17
 - 審査委員からの質問 3/12まで
 - 事業者からの回答 3/17まで
 - ・書類審査 3/9 ~ 3/19
- (3) 選定結果の通知 3/23 予定

6. 申込方法

質問、参加申込、提案は、Web で受け付ける。(URL は公募 Web ページに記載)

- (1) 質問<任意>
- ・方法：電子フォームに記載。
 - ・期間：2/6 ~ 2/20 終日
 - ・回答：5 営業日以内に、Web に掲載。
(質問者の具体的提案内容に密接に関わるもの除去)
 - ・順次回答することから、質問が出る都度、投入すること。
- (2) 参加申込<必須>
- ・方法：電子申請システム(利用者登録が必要)
 - ・期間：2/6 ~ 2/27 終日
 - ・内容：提案者に係る情報
 課税(免税)事業者届出書(様式 2-1,2-2)
※群馬県令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない事業者は
以下書類を提出すること。

- 宣誓書(様式 1)
直近の決算に係る財務諸表(直近 2 期分)
登記事項証明書(3 ヶ月以内の発行)
- 回答：メールで受領連絡。なお申込は非公開として扱う。

(3) 提案<必須>

- 方法：電子申請システム(利用者登録が必要)
- 期間：2/6 ~ 3/6 終日
- 内容：

提出書類	備考	
スペック表(様式 3)	様式に記入、エクセル形式で提出 ・10MBまで 全ファイル合計 ・100MBまで	1 ファイル
価格表(様式 3)		・10MBまで
納品予定表(様式 4)		全ファイル合計
提案書(様式任意)		・100MBまで
プレゼンテーション動画	アップロードサイト等で提出	
(任意)デモ機	端末本体や周辺機器のデモ機を、任意で提出可。	

- 回答：メールで受領連絡。なお提案は非公開として扱う。

7. 提案内容

(1) 審査対象機種と任意提案機種の扱い

① Chromebook 導入業務

- 形状について、デタッチャブルと、コンバーチブルから、自治体ごとに選択できることが望ましいことから、形状ごとに複数機種の提案を受け付ける。
- 複数機種の提案がある場合、審査時は、1 機種を審査対象として審査し、他を任意提案として取り扱う。

② iPad(購入方式及びリース方式)導入業務

- カバー・スタンドとキーボードについて、原則、セットとなった同一製品とする。ただし、小学校低学年向け等、自治体の要望により、カバー・スタンド単体の製品（キーボードは外付け）も、選択できることから、提案を受け付ける。
- 複数パターンの提案がある場合、審査時は、セットとなった同一製品を審査対象として審査し、他を任意提案として取り扱う。

(2) 提案書、各様式の記載事項

- 端末本体、周辺機器等

- ・機種やスペックを、スペック表(様式3)に記載し、文部科学省の仕様と対照すること。
- ・概要を提案書に記載すること。

ii. 費用

- ・全ての費用項目を、価格表(様式3)に記載すること。
- ・合計費用を提案書に記載すること。

iii. キッティング・納品・保守・保障

- ・キッティング・納品の具体的な内容を、提案書に記載すること。
- ・キッティング・納品は、仕様書案に示す「フルキッティング」の場合を合計費用として積算し、「最低限のキッティング」とする場合の減額費用とともに、価格表(様式3)に記載すること。
- ・納期を、納品予定表(様式4)に記載すること。
- ・任意提案項目は、具体的な内容・費用を提案書に記載するとともに、価格表(様式3)にも記載すること。

iv. その他

- ・提案事業者の業務実施体制を、提案書に記載すること。
- ・複数事業者で提案をする場合、事業者ごとの業務を、提案書に記載すること。
- ・導入実績を、提案書に記載すること。
- ・事業者独自の提案がある場合、サービスごとに具体的な内容・費用を提案書に記載すること。

(3) プレゼンテーション動画

- ・提案書を画面投影し、口頭により提案内容を説明した動画を作成すること。
- ・動画の長さは10分以内とする。
- ・提出は事業者のアップロードサイト等を利用すること。サイトの準備が難しい場合、事務局よりアップロードサイトを送付する。

(4) デモ機の提出

- ・提案者は、任意で提案する端末のデモ機を提出することができる。デモ機は審査の補助として扱い、デモ機の有無は審査に影響しない。
- ・提出する場合、下記「10.問い合わせ先」へ提案締切日までに郵送すること。(郵送、返却に係る費用は、提案者の負担とする。)
- ・審査結果の通知後、隨時返却する。

8. 審査

(1) 方法

- ・ 業務①、②ごとに審査を行う。
- ・ 審査は、優先交渉者選定に係る審査委員会にて行い、評価点の一番高い者を優先交渉者に選定する。
- ・ 審査結果は、審査を実施した全提案者に文書で通知するとともに、優先交渉者名と全ての審査結果を Web ページで公開する。(優先交渉者以外の提案者名は匿名)

(2) 観点

	項目	観点	重点	
端末・周辺機器等	審査対象機種 (1 機種)	価格 スペック 品質・耐久性	上限費用に収まるか。収まる場合、安価 であればなおよい。 仕様を満たすか。満たす場合、高スペック であれば、なおよい。 品質がよいか。耐久性が高いか。 ※業務①のみ重 点項目とする	○ ○ ○
	任意提案機種 (Chromebook, iPad カバー)	総合評価	価格、スペック、品質・耐久性を総合評 価	
	リースの端末保障(業務② のうちリース方式のみ)	保障 返却条件	動産保険や、保障サービスを総合評価 返却台数や、引取り条件の柔軟さ	
キッティング・納品	納期	希望納期を満たすか	○	
	手段	総合評価		
保守・保障	内容	総合評価		
その他	過去実績	端末調達業務等に関する蓋然性が高いか		
	事業者独自 の提案	総合評価		

- ・ 重点項目○は、他項目より配点を高く設定する予定。

(3) その他

- ・ 事務効率化の観点から、対面やオンラインでのプレゼンテーション審査は実施せず、提案書類及びプレゼンテーション動画による書類審査のみを実施する。
- ・ 審査にあたり、審査委員より提案内容に対する質問を行う。提案の際に記載したメールアドレス宛てに質問票を送付するので、指定する期日までに回答を記入し返送すること。

9. 留意事項

(1) 公募型プロポーザル・審査に関する留意

- ・ 審査委員会は非公開とし、内容の照会等には答えない。
- ・ 次のいずれかに該当するときは、優先交渉者としての決定を取り消す。
 - ✓ 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ✓ 審査委員またはその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
 - ✓ 事業者の決定後、経営状態の変化または著しく社会的信用を損なう行為等により、本協定の履行が困難であると協議会が判断したとき。
- ・ 応募に係る費用は全て提案者の負担とする。
- ・ 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 提案後に、提案を取下げる場合、速やかに報告をすること。
- ・ 本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて提案者と協議の上、協議会事務局が定めるものとする。

(2) 契約締結に向けた交渉に関する留意

- ・ 優先交渉者の決定後、協議会と優先交渉者は、契約締結に向けた交渉を行う。
- ・ 交渉にあたっては、仕様書・提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合がある。
- ・ 契約締結に向けて、上記交渉による調整後の仕様書を改めて協議会から示したうえで見積書を提出する。
- ・ 交渉が合意した後、協議会は、交渉結果と契約相手方を自治体に通知し、自治体が契約相手方と契約を行う。
- ・ 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

10. 問い合わせ先

群馬県 ICT 教育推進研究協議会

(事務局：群馬県教育委員会総務課デジタル教育推進係)

住所：群馬県前橋市大手町 1-1-1 県庁 24 階北フロア

メール：giga@pref.gunma.lg.jp

電話番号：027-898-3797